

愛知県・(一社) 愛知県産業廃棄物協会 共催 産業廃棄物処理業者優良化セミナー開催

愛知県では、産業廃棄物の処理業者等を対象として、優良産廃処理業者認定制度の更なる周知を図るため、当協会と連携のうえ「産業廃棄物処理業者優良化セミナー」を開催しました。

- ・三河会場は10月1日（月）午後1時30分から西三河総合庁舎大会議室にて、23名参加。
- ・尾張会場は10月10日（水）午後1時30分から三の丸庁舎大会議室にて、94名参加。

※両会場共に内容は同じです。

<尾張会場>

開会の挨拶で愛知県環境部資源循環推進課主幹 木村豊氏は、「本日は優良認定制度の啓発にとどまらず、条例の一部改正についても説明質疑を予定しておりますので、今後の事業活動の参考としてください。」と述べました。

協会専務理事 渡邊 修氏は、「優良産廃処理業者認定制度は、適正処理を行ううえで重要な取組です。認定の取得をするためには何が必要なのか、この機会に学んでいただきたいと思い、愛知県内2会場においてセミナーを開催いたしました。」と挨拶を述べました。

「優良産廃処理業者認定制度について」は、愛知県環境部資源循環推進課主査 山田英和氏が説明を行いました。内容は、①優良産廃処理業者認定制度 ②優良認定申請、優良基準 ③申請の留意事項、です。特に申請の

留意事項では、環境省の「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル」を参照し、公表事項や提出書類について、優良基準に適合しているか、十分な確認が必要であるとのことでした。

「エコアクション21認証取得について」は、渡邊専務理事が説明

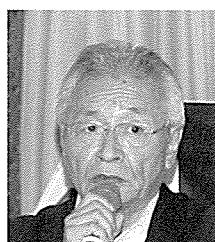
を行いました。概要は、中小企業等でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、自主的な環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するための環境経営システムであるとのことでした。



内容を説明をする
相宮環境アドバイザー



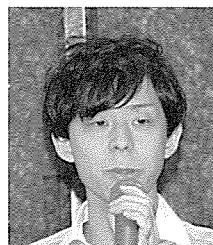
開会挨拶をする
愛知県環境部 木村主幹



開会挨拶をする
渡邊専務理事

「電子マニフェストの仕組みと運用について」は、協会環境アドバイザー 相宮良一氏が説明を行いました。マニフェスト使用の義務化として、2019年4月情報処理センターへの登録、報告期限を3日以内（土日祝日を含めない。）へ変更、2020年4月特別管理産業廃棄物

多量排出事業者（P C B 廃棄物は含まない。）に、紙マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストの使用が義務化される、とのことでした。

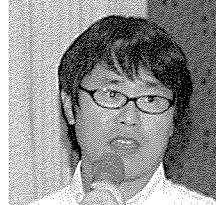


内容を説明をする
愛知県環境部 荒木主任

「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正について」は、愛知県環境部資源循環推進課主任 荒木裕樹氏が説明を行いました。廃棄物条例の改正は、10月1日に施行され、勧告規定の創設と公表規定の創設を設けた。規則の改正は、①確認の具体的な方法など ②確認事項の記録及び保管 ③代理人による実地確認の規定 ④実地による確認を省略できる者が施行されました。ガイドラインは、①確認の具体的な内容など ②確認の留意事項 ③チェックリストの作成例を提示、です。条例のあらましについては、下記サイトをご参照ください。

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/hourei/jyorei-2/index.html>

説明後、質疑応答がありセミナーは終了しました。



内容を説明する
愛知県環境部 山田主査